

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
藤 井	たかし
井 上	勇一郎

令和6年度定期監査(9)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和6年度定期監査(9)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和6年12月9日から令和7年1月29日までの間において実日数4日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和6年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 計画・設計・積算

- a 計画、調整および法令等の手続が、適切に行われているか。
- b 設計は法令・基準等に基づき、適正かつ合理的および経済的に行なわれているか。
- c 設計は安全面、使いやすさ、バリアフリー、環境等に配慮されているか。
- d 積算は積算基準等に基づき、適正に実施されているか。
- e 工期は法令および施工条件等を考慮し、適正に設定されているか。

(イ) 施工

- a 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- b 工事関係書類は適正・適切に作成・提出されているか。
- c 関係法令等に基づく官公署その他関係機関への届出手続き等が適切に実施されているか。
- d 設計図書や施工計画書等に基づき施工が適切に行われているか。
- e 工程・安全・品質管理は適正に行われているか。
- f 施工段階ごとに必要な立合い、確認、指示および検査が適正に行

われているか。

g 出来高、しゅん工等の検査および手続は適正に行われているか。

イ 重点事項

(ア) 建設副産物の処理等は、適正に行われているか。

(イ) 施工中の周辺環境への配慮および児童生徒・周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。

対象工事

ア 中村橋区民センター大規模改修工事

中村橋区民センター大規模改修機械設備工事

中村橋区民センター大規模改修電気設備工事

中村橋区民センター大規模改修工事監理等業務委託

イ 新たな小中一貫教育校校舎等改築工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築機械設備工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築電気設備工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築昇降機設備工事

新たな小中一貫教育校太陽光発電設備設置工事

新たな小中一貫教育校校舎等改築工事監理等業務委託

対象部課

ア 施設管理担当部施設整備第一課

イ 施設管理担当部施設整備第二課

ウ 地域文化部地域振興課

エ 福祉部障害者サービス調整担当課

オ 高齢施策担当部高齢者支援課

カ 教育委員会事務局教育振興部教育施策課

キ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

ク 教育委員会事務局こども家庭部子育て支援課

2 監査結果

監査の結果、概ね適正に行われていた。

なお、現場の安全管理を徹底するよう関係職員に指導した。